

第 5 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和4年5月10日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 菅 沼 由 美
委 員 信 夫 恵美子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹
学 校 教 育 課 長 倍 楼 司
学 校 給 食 セ ン タ ー 長 川 崎 恵 子
生 涯 教 育 課 長 竹 内 圭 介
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 高 橋 雅 貴
学 校 教 育 課 庶 務 係 三 浦 啓 輔
5. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告(4月1日~5月10日分)について
6. 附議事件 議案第22号 職員の勤務時間、条例施行規則第9条の3第1項第2号に規定する部署の指定について
議案第23号 七飯町スクールバス運行管理規則の制定について
議案第24号 令和4年度七飯町育英資金の貸付について
7. その他
8. 承認事項 報告・議案は原案通り承認された。
9. 傍聴人等 なし
10. 閉 会 午後5時00分
11. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
12. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 菅沼 由美

調整者 三浦 啓輔

別紙

與田教育長

: ただいまから、令和4年第5回定例七飯町教育委員会議を開催してまいります。

本日の会議録署名委員、菅沼委員にお願いをいたします。

よろしく願います。

ではまず、次第3、教育長の報告、報告第1号、教育行政動向報告（4月1日から5月10日分）について、本日、お配りをいたしました、お手元にある動向報告に基づいて、御説明をまいります。

まず、令和4年4月1日、定例教育委員会議を開催いたしました。人事異動も含めて報告をさせていただきます。4月4日から6日、教育施設の臨時休館がございました。4月6日、町内の小・中学校・義務教育学校入学式、無事終了をしております。今回もコロナ感染症対策として、来賓の参列は行いませんでした。8日、七飯高校の入学式、これについても来賓については参列していません。4月11日、渡島管内市町育委員会教育長会議を渡島合同庁舎で開催をされ、それに引き続いて、渡島教育委員会教育長会総会も開催をしております。

次のページになります。

まず、11日から13日まで、七飯養護学校、小学部、中学部、高等部、それぞれ分けて、入学式が行われております。これについても、感染症対策のため、来賓の参列はしていません。18日、令和4年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会がZOOMによって開催をしております。教育長及び大中山中学校長、藤城小学校長、それぞれ校長会の会長、事務局長という立場で参加をしております。七飯高校が本年度、18名の欠員状態になっているということで、後ほど議論していただきますが、教育行政方針の中で少し七飯高校の魅力化についても道立高校ではありますが、七飯の中学生の進路先ということもありますので、その辺について少し記載をさせていただきます。

20日、定例校長会議を開催して、ここに記載のある6項目について情報提供をしております。22日、定例教頭・主幹教諭会議を開催をして、校長会のときと同様の提供を行っております。23日、土曜日、令和4年度七飯町歴史館ジュニア探検クラブ開講式を行っております。8名の児童が参加をしております。

それから、3ページになりますが24日、大沼国定公園安全祈願祭が大沼駒ヶ岳神社で開催をし、私が出席をしております。その後、大沼岳陽学校、鈴蘭谷分校のゴミ拾いに一緒に参加してまいりました。

28日、給食試食会、新町長になったということもありまして、28日がプレミアムななえデーでございましたので、杉原町長、七飯町小中学校校長会の中埜渡会長、北海道新聞の記者にも来ていただいて、給食試食会を開催をしております。私も出席をしております。

それから、5月9日、町議会の臨時会を開催され、5月13日で任期満了となる副町長が、このほど臨時会で承認されております。

以上、報告第1号、教育行政報告について、かいつまんで御報告させていただきました。

質問、御意見等があれば頂戴したいと思いますが、いかがでございますか。

加屋本委員

: 1ページ目の教育施設の臨時休館ということで、コロナ関係については、教育委員会のほうから、かなりまめに情報をいただいております、本当にありがと

うございます。とても役に立ちます。

一つだけ教えてください。職員やその子どもががコロナにかかった場合、復帰してもいいというのは、何か基準があるのですか。以前は2週間だとか具体的なものがあつたけれども、段々と変わってきて最近、わけが分からなくなっているの、特に職員の場合は何日か、子どもの場合はどれぐらいで判断しているのかということに分かれれば教えてください。

学校教育課長 : 先に子どものほうですが、文科省だとか北海道の規定中で、陽性者になったときに、症状があるか症状がないかで違ってくるのですけれども、症状がある場合には、10日から症状軽快後72時間、様子を見て症状がなければ出てもいいだとか。

あと、症状がなければ7日間だとかという、そういうのがあります。

あとは保健所のほうでその症状があつてから何日間というのは指導がございしますので、それによって休む期間を決めております。

あとは職員についても、陽性者になった段階で保健所の指導が必ず入りますので、その中で何日間休むのかというのは、そこで決まってくるので町にそれを報告してもらって、町のほうで休む期間を決定します。

加屋本委員 : すみません。その症状があつて陽性になったという日から、出てもいいよというのは、これは保健所との連絡等で決定するということか。

学校教育課長 : はい。

加屋本委員 : 以前はかかったら2週間は出られなかったと思うが。

学校教育課長 : 10日ですね。7日プラス経過観察で72時間あるものですから、そこでもなければ出てもいいので、7日プラス72時間、3日間ですから、10日間です。

加屋本委員 : なるほど。

山川委員 : 組織によっては、一定期間過ごした後、安心のために陰性確認をした後、出勤するとか、復帰するとかという場合もあるのですけれども、その点は特に決まりはないですか。

学校教育課長 : そこは職員ですか。

山川委員 : 職員です。

学校教育課長 : 職員のほうは、今、町とか教育委員会のほうでも、抗原検査キットを購入しておりまして、そこで出る前に一度、検査をしていただくということで推奨してやっております。

山川委員 : 義務ではない推奨という形ですね。

学校教育課長 : 今回も3月4月と教育委員会の職員から陽性者出たときには、出る前にそういう検査キットで陰性の確認をしていただいて、出勤してもらっております。

加屋本委員 : 私らも、いつかかるか分からないという状況なので、かかったときの目処がちょっと知りたかったものから。

はい。ありがとうございました。

與田教育長 : まあ、かからないようにしましょう。

あと、よろしいですか。

ありがとうございます。

では、議題3、教育長の報告、報告第1号、教育行政動向報告については、報告済とさせていただきます。

続きまして附議事件、議案第22号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第9条の3第1項第2号に規定する部署の指定についてを議題にいたします。

事務局、お願いします。

- 学校教育課長 : 議案第22号でございます。七飯町教育委員会事務局組織規則第13条の規定により準用する職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第9条の3第1項第2号に規定する他律的業務の比重の高い部署を次のとおり指定することについて議決を求めるものでございます。
- それでは、議案関係資料、資料1を御覧いただきたいと思っております。
- 1の指定理由でございます。平成31年4月1日から、働き改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、時間外労働の上限が法律に規定され、当町に置いて、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正をし、対応しているところでございますが、他律的業務の比率が高い部署においては、月45時間、年360時間の上限時間の制限を超える場合には、教育委員会においてこれを指定する必要があるため、今回、指定するものでございます。
- 次に、2の超過勤務命令の上限時間等の設定についてでございます。
- 法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができませんが、他律的業務として指定した場合、月100時間未満、年720時間以内、かつ2から6か月平均80時間以内、月45時間超過は6月までが可能となります。
- ※1として、他律的業務の比率が高い部署とは、業務量の実施期間、時期、その他の業務の遂行に関する事項を自らが決定することが困難な業務の比率が高い部署として任命権者が指定するものとなります。
- 今回、教育委員会では次に記載の表にあります所属業務の実施時期、業務について指定をいたします。
- なお、指定はいたしますが時間外勤務の管理につきましては、職員の健康管理上、最小となるよう努めてまいります。
- 3の施行日としては、公布の日から施行するものでございます。
- 次ページ以降は、参考資料として人事院規則等を添付しておりますので、御参照ください。
- 議案第22号については、以上でございます。
- 與田教育長 : 非常に役所用語が多くて、分かりにくいと思いますが、上限を超えて時間外をするために今回、改正をすることです。要するに改正をしないと、この月45時間、年360時間超えられないということです。いくら忙しくてもその業務を指定することによって、これも超えてやれるということで、職員の方にとっても少し柔軟性をもたせてやるということで、業務に支障がないようにしたい。ただ、基本的には職員の健康管理が大前提になりますから、そういう意味ではしっかりと時間管理をしながらしていくことです。
- ということで、御質問、御意見等ありますでしょうか。
- よろしいですか。
- 加屋本委員 : 私もかなり読んだけれども、何度読んでも理解が難しかったのですけれども、他律的業務なんて初めて聞いたような気がするのですけれども、普段の仕事によっているとこなしきれない、そういう業務がある月という形で考えていいものなのかね。
- 例えば、学校教育係は2月から6月、スポーツ振興課は7月から10月、これがかたまって生涯教育課は9月から10月、文化祭とか、それについて時間的な縛りをしますよというような考え方なのか。
- 與田教育長 : 学校教育課長、生涯教育課長、分かりやすくそこを説明してください。
- 学校教育課長 : はい。例えば学校教育課の2月、3月、4月の業務でいうと、教職員の人事だとか、あとは学校の編成等も変わりますので、非常に時間外が多くなって

くる時期でございます。それは、自分でコントロールできない業務なのですね。どうしても4月1日には新年度になってしまうので、どうしても2月、3月に終わらせてしまって、新年度に入るという業務になりますので、自分で業務量を決められない業務になってきてしまうので、それで今の法律的には月45時間、年間360時間を超えないようにということでもありますけれども、なかなかそのレベルで業務を行うというのは不可能なものですから、そこを今回、教育委員会として、例えば学校教育課であれば4月から6月、あと文化振興係であれば文化祭に関係するこの9月から11月、スポーツ振興課であれば4月から10月のスポーツイベントのあるだとか、施設管理の中で業務量が過多になる時期や業務を指定して、そこはやむを得ない部分で360時間、月45時間を超えてもいいようにということの指定でございます。これがないと実際その月45時間以上、時間外勤務ができないという形になりますので、そこはしっかり学校にも迷惑がかからないようにしなければならぬということで、こういう措置を取らせていただくというものでございます。

- 信夫委員 : 学校なんかもそうですよね。考えてみればその2月から6月という時期は、どうしても年度替わりというのは、学校自体も忙しいから多分、それに準じて教育委員会も忙しいのだろうと分かりますよね。
- 加屋本委員 : もう一つ、そこまでは多分、私が今言ったのと大体同じ考えで、働き方改革に関してこれ以上やると過労死もいっぱい出てくると思うので。ということは、時間外勤務を命じるということは、最低限この月45時間、その業務は手当が伴うものというおさえていいですか。
- 学校教育課長 : はい。
- 加屋本委員 : なるほどね。分かりました。ありがとうございます。
- 與田教育長 : 御理解していただいたと解釈してよろしゅうございませうでしょうか。
- 全員 : はい。いいです。
- 山川委員 : 教育委員会の特性なのですけれども、相手のある仕事をしている中で、相手に合わせなければならぬ場合もあるので。
- 與田教育長 : 分かりやすくいうと、選挙は役場でコントロールできるものではありませんので、選挙の日程が決められたら、それに合わせて業務をしなければならぬ。自律に対して他律ですよ。だから、そういうものが発生した場合には、日常業務プラス日常の時間外もありますけれども、それプラス決められてしまった内容についてこなさなければいけないというもので、そうすれば本来の45時間、360時間では間に合わないの、そのところに上限のところを撤廃して、再度、上限を付けますよという考え方になります。教育委員会についても、それが今言った内容のものがその月々で、それぞれの課で出てくるということなので、そういう形にしないと消化しきれない形になると思うので、その分については全て時間外手当で保障をされると。管理職は出ません。以上です。
- 與田教育長 : よろしいですか。ありがとうございます。
では、議案第22号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第9条の3第1項第2号に規定する部署の指定については、議案のとおり承認を賜ったのとさせていただきます。
続きまして、議案第23号、七飯町スクールバス運行管理規則の制定について、議案といたします。
事務局、お願いいたします。

学校教育課長 : 議案第23号、七飯町スクールバス運行管理規則の制定について、御説明いたします。

七飯町スクールバス運行管理規則を次のとおり制定することについて、議決を求めるものでございます。議案関係資料、資料2を御覧願います。

1の制定理由でございます。現在、七飯町大沼岳陽学校の校区に在住する児童生徒の通学及び学校行事等に供するため、スクールバスを運行しておりますが、これまで運行に関して法令上の整備がされていなかったことから、運行管理に関して新たに規則を制定する必要があるものでございます。

次に、2の制定内容についてでございます。スクールバスの利用者、定義、利用料、利用方法、申請、運行委託、運行管理者の責務等、必要な事項を定めるものでございます。

3の施行期日として、この規則は公布の日から施行するものでございます。

議案第23号の提案は以上でございます。

與田教育長 : 整備されていない法令の整備をするということで、現状変更が伴うものではないかと。議案第23号について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

加屋本委員 : ちょっと誤解を生じるか、あるいは私の読み方の間違いなのか、一つ指摘しておきたいなと思いますけれども、いわゆるスクールバスで岳陽学校の児童生徒というようなことですが、第5条の学校行事便は、次の各号というところですが、町立学校の教育活動として許可、つまり岳陽学校以外の学校でも希望したら、それを借りられるというおさえていいですか。やっぱりそうですね。確かにそうでないとまた不平等だとそういう声が出てくるのではないかと思います。

そういう意味なら町立学校全体の町立学校ということですか。

分かりました。これが一つですね。

二つ目なのですが、ちょうど今正しく、ずさんな知床の遊覧船の管理規則が、あってもないような状況の中でこういうのがきちんとされているということは、とてもいいことではないかなと思います。

特に4ページの3番目、スクールバスを委託して行っていると思いますけれども、その運行に関するこの責務とかそういうところは、条文では一つなのですが、それからどんどんと決まりみたいなものが出てくると思うのだけれども、やっぱりこの辺きちんとして、例えば報告して管理して記録して安全運行を行うということなのだと思います。こういうところがきちんと載っているのほっとします。

一つ、私の経験でとんでもないことがいつかスクールバスで起こったことがあるので参考まで。

これはかなり昔の話ですが、30年ぐらいかな。旧大成町の長磯地区という小学校が統合になって、スクールバスを運行したのですよ。そうしたら、そのスクールバスが高波にさらわれて、大きな問題になったことがあるのですよ。その頃、はたして運行したほうが良かったものか、この留め置きしておいたほうが良かったものなのかという判断のミスがかなり、そこでも問われたことがあったような気がします。

七飯の大沼岳陽学校の場合は、駒ヶ岳の噴火が一番先に来るとは思いますけれども、なかなか来ないと思うけれども、ないと思ったときにやってくるのが災害なので、一つそういうところを参考にして、運行管理者とかそういうところのお話があるときには、そういうのも例に出しながら、指導していただければいいかなと思います。

- 以上です。
- 與田教育長 : 子どもらの安全安心が第一なものですから、それを前提ですので対応していきたいと思います。
- 山川委員 : 加屋本さんがいうのとおっしゃっているのと重なっていますけれども、やっぱり自分の身近なところの子供たちが毎日、利用している感じがありますけれども、この件も知床の一件もそうで、条例や規則があるのだけれども、その運用がきちんとやっぱりチェックされていないというような、例えば緊急連絡の無線にしろ、連絡機材にしろ、聞き取りで「通じますよ、大丈夫ですよ」という話だけでOKが出ているような状態であれば不安がありますよね。だから、バスにしろやっぱり緊急時の連絡だとか、そういうことはきちんとできるような体制でなければならぬし、まずもって運転していただく方の健康、はたして例えば飲酒のチェックをしてくれているのだとか、やることになっていたとしても本当にやっているのかというようなことは、ときどきやはり確認していただく必要があるなというふうに、規則はあってもやったほうがよい。それは強く思いますね。
よろしくをお願いします。
- 與田教育長 : その辺も含めて委員さんの方から貴重な御意見があったということで、運行会社のほうで、しっかりと対応していきたいと思っています。
ありがとうございます。
今のところを含めて、御意見として賜ったということで、議案第23号、七飯町スクールバス運行管理規則の制定については、原案のとおり承認賜ったものとさせていただいてよろしいでしょうか。
- 全員 : はい。
- 與田教育長 : ありがとうございます。
続きまして、議案第24号、令和4年度七飯町育英資金の貸付についての議案といたします。
事務局、お願いいたします。
- 学校教育課長 : それでは、議案第24号、令和4年度七飯町育英資金の貸付について御説明します。

【個人情報を含むため、会議録省略】

では、議案第24号、令和4年度七飯町育英資金の貸付については、提案のとおり承認となったものとさせていただきます。
ありがとうございました。
では、以上をもちまして、令和4年第5回定例七飯町教育委員会議を終了いたします。